

○嘉麻市工場等誘致条例施行規則

平成18年3月27日

規則第118号

改正 平成19年4月16日規則第24号

平成21年3月31日規則第12号

平成26年3月25日規則第8号

平成26年10月1日規則第20号

平成27年4月20日規則第26号

平成28年3月31日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、他に定めのあるもののほか、嘉麻市工場等誘致条例（平成18年嘉麻市条例第127号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(奨励措置の対象)

第1条の2 条例第3条に規定する奨励措置の対象となる者は、同条の条例の目的に合致する者のうち、次の要件を満たし、市長が適当と認めた者とする。

(1) 工場等の新設（他の者が事業の用に供していた施設を取得した場合を含む。）又は増設に際し、投下固定資産総額（立地支援企業が支出する投下固定資産総額を含む。）が2,700万円以上であること。

(2) 市税及び公共料金等を滞納していないこと。

(奨励措置適用申請書の提出)

第2条 条例第3条の規定による奨励措置の適用を受けようとする者は、次に掲げる日の前日までに、工場等誘致条例適用申請書（様式第1号）に工場等新設（増設）計画書（様式第2号）及び事業計画書（様式第3号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 条例第3条第1項に定める奨励措置 工場等の新設又は増設の工事に着手する日

(2) 条例第3条第2項に定める奨励措置 新設又は増設した工場等の操業開始の日

(一部改正〔平成27年規則26号〕)

(決定通知)

第3条 市長は、条例第3条の規定による奨励措置について決定したときは、申請者に決定通知書(様式第4号)を交付する。

(届出)

第4条 前条の規定により奨励措置の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由の生じた日から10日以内に、当該各号に定める届出を市長に提出しなければならない。

(1) 前条の決定通知書を受領したとき 請書(様式第5号)

(2) 工場等の事業を開始したとき 事業開始届(様式第6号)

(3) 工場等の事業の全部又は一部を休止若しくは廃止したとき 事業休廃止届(様式第7号)

(4) 条例第7条の規定による工場等の新設又は増設の計画の全部又は一部を変更しようとするとき 事業計画変更届(様式第8号)

(5) 条例第8条の規定による奨励措置の継承を行うとき 事業継承届(様式第9号)

(必要書類の提出要求等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、決定を受けている者に対し、次に掲げる書類の提出を求め、かつ、関係職員をして実態調査をさせることができる。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に規定する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山田市工場設置奨励条例施行規則（昭和36年山田市規則第9号）、稲築町工場等誘致条例施行規則（昭和37年稲築町規則第30号）、碓井町事業場等設置奨励条例施行規則（平成4年碓井町規則第9号）又は嘉穂町工場等誘致条例施行規則（平成4年嘉穂町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年4月16日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第20号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年10月6日から施行する。

附 則（平成27年4月20日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。